

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保</p> | <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七條の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）</p> <p>十一 「略」</p> | <p>する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七條の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）</p> <p>十一 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>   |   |